

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

### (1) 地域の災害等リスク

#### (風水害 : ハザードマップ)

高原町は台風がほぼ毎年のように接近・通過しており、近年地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、町内でもこれまでにない土砂災害等の発生が懸念される。また、高原町は霧島山の麓に位置する中山間地域にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多く存在する。直近では、令和4年9月に発生した台風14号の暴風雨により農作物への甚大な被害や家屋の倒壊、道路の寸断が発生したほか、住民生活の要となる上水道の水源が土砂に埋没し、町内のほぼ全域が数日断水状態となつた。商工業者の被害としては、養魚場の土砂流入被害を始め、事務所・工場等の雨漏り、断水による一時的な休業、停電による冷蔵・冷凍商品の廃棄等の被害が発生した。

#### (地震 : J - SHIS)

高原町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈むことによって発生する地震が過去十数年から数十年間隔で発生するという、地震活動が活発な地域に含まれている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70~80%の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性がある。さらに、駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震である、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定される。

#### (その他 : 火山噴火)

平成23年に霧島山新燃岳が約300年ぶりにマグマ噴火し、最大600人が避難生活を余儀なくされた他、降灰による農作物への影響や、観光振興及び商工業振興にも甚大な被害をもたらした。また、令和7年6月にも新燃岳が噴火。人的被害はなかったものの、木材製材加工業の商品損害や風評被害による飲食・宿泊・観光業等の売上減少等、少なからず影響を受けており、7月末日現在も噴火が続いている。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### (2) 商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

・商工業者等数 371人 ・小規模事業者数 350人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	63	59	町内に広く分散
製造業	51	48	町内に広く分散
卸・小売業	88	82	町内に広く分散
飲食・宿泊業	21	19	宿泊業は霧島山・高千穂峰の麓に集中
サービス業	92	88	町内に広く分散
その他	56	54	町内に広く分散
合計	371	350	

### (3) これまでの取組

#### 1) 高原町の取組

- ・高原町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄

#### 2) 当会の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入推進
- ・高原町が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。という課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

加えて、火山噴火に関する課題としては、降灰による農作物や商品の損害、観光・宿泊業等への風評被害や売上減少への対応策が十分に整備されていないことが挙げられる。特に、火山活動が長期化した場合における支援体制の継続性や、事業者による備蓄・営業継続手段の確保などが課題である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と高原町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と高原町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### <1. 事前の対策>

###### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回による経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会員への発送文書や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和7年度中に作成。

## 3) 関係団体等との連携

- ・宮崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付きの休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・事業者向けB C P策定・事業継続力強化計画策定セミナーの開催

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と町とで共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく緊急事態宣言等の措置が発令された場合は、高原町における感染症対策本部等設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨の場合の例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等)。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

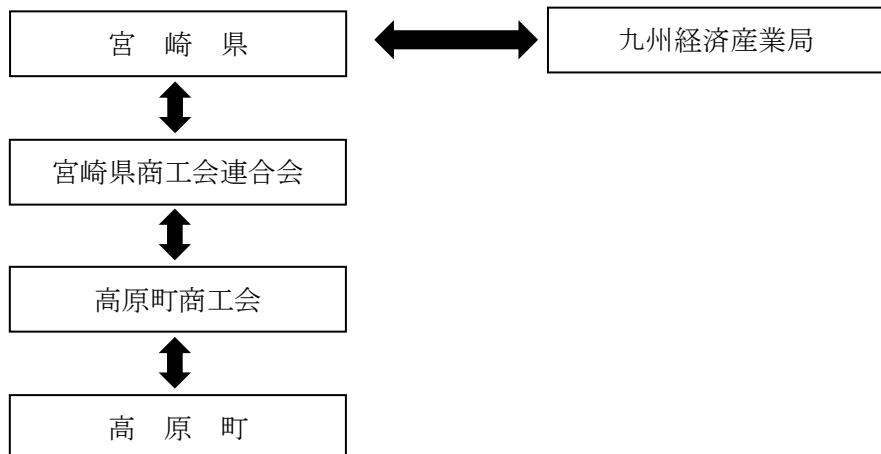
## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より（商工会の場合は県商

工会連合会を通じて) 宮崎県へ報告する。

- ・自然災害等の発生時に宮崎県が指定する様式による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は町より宮崎県へ報告する。

#### ●情報共有・報告の流れ



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、高原町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・被災事業者向けの応急施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県や宮崎県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制								
(令和7年1月現在)								
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）								
<p>高原町商工会</p> <table border="1"><tr><td>事務局長 1名</td></tr><tr><td>法定経営指導員 2名</td></tr><tr><td>経営・情報支援員 2名</td></tr><tr><td>一般職員 1名</td></tr></table> <p>高原町役場</p> <table border="1"><tr><td>産業創生課</td></tr><tr><td>総務課</td></tr><tr><td>危機管理係</td></tr></table> <p>確連 認携 連絡調整</p>		事務局長 1名	法定経営指導員 2名	経営・情報支援員 2名	一般職員 1名	産業創生課	総務課	危機管理係
事務局長 1名								
法定経営指導員 2名								
経営・情報支援員 2名								
一般職員 1名								
産業創生課								
総務課								
危機管理係								
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制								
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 酒匂 重彰（連絡先は後述） 経営指導員 和田 陸人（連絡先は後述）								
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） 以下に関する必要な情報提供および助言等を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の具体的な取組の企画や実行</li><li>・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</li></ul>								
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先								
①商工会／商工会議所 高原町商工会 〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓627番地7 TEL: 0984-42-1158 FAX: 0984-42-0207 E-mail: <a href="mailto:takaharu@miyya-shoko.or.jp">takaharu@miyya-shoko.or.jp</a>								
②関係市町村 高原町役場 産業創生課 〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地 TEL: 0984-42-1158 FAX: 0984-42-0207								

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
①セミナー案内費用	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
宮崎県火災共済協同組合 理事長 内野 浩一朗 〒880-0013 宮崎県宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館4階 TEL: 0985-24-1424 FAX: 0985-23-9001
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 「3) 関係団体との連携」において連携し下記の通り実施する。 <宮崎県火災共済協同組合> <ul style="list-style-type: none"><li>・共済加入者に対し、地震保障特約・休業共済等に対する必要性の周知・意識啓発を行う。</li><li>・巡回に同行しリスク診断を行う。</li></ul>
連携して事業を実施する者の役割
宮崎県火災共済協同組合 <ul style="list-style-type: none"><li>・小規模事業者に対するリスクの周知 (見込まれる効果) 宮崎県火災共済協同組合と連携することにより、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性が浸透することで、自然災害等の発生時において、経営資源の損害を最小限にとどめつつ事業の継続や早期復旧が可能となる効果が見込まれる。</li></ul>
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration framework. At the top, two boxes represent 'Small-scale Business Operator' and 'Gotochimachi Chamber of Commerce', connected by a horizontal double-headed arrow labeled 'Support · Collaboration'. Below this, a vertical double-headed arrow connects the 'Gotochimachi Chamber of Commerce' and 'Miyazaki Prefecture Fire Disaster Mutual Assistance Association'. This vertical arrow is labeled '(Collaboration)' above and contains two bullet points: '· Damage insurance participation regarding consultation and joining incentives' and '· Cooperation during patrols for risk diagnosis'.</p>